

国立大学法人旭川医科大学業務方法書の一部を改正する業務方法書を次のように定める。

(令和6年7月3日)

国立大学法人旭川医科大学業務方法書の一部を改正する業務方法書

国立大学法人旭川医科大学業務方法書（平成16年5月24日文科科学大臣認可）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1章 目的 (目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）<u>第35条の2</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第11条に規定する事項を定めることにより、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）における業務の適正な遂行に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この業務方法書は、令和6年7月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 目的 (目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）<u>第35条</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第11条に規定する事項を定めることにより、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）における業務の適正な遂行に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p>